



2026年5月13日

各 位

会社名 三重交通グループホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 竹谷 賢一
(コード番号：3232 東証プライム、名証プレミア)
問合せ先 総務人事グループ部長 笠井 和弘
(TEL 059-213-0351)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2026年6月18日開催予定の第20期定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社は、2026年3月24日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて開示しておりますとおり、監査等委員会設置会社への移行に伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設、並びに、監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更
- (2) 意思決定及び業務執行のさらなる迅速化を図るため、重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる旨の規定を新設
- (3) その他、条数、字句修正等の所要の変更

2. 変更の内容

別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 2026年6月18日（木曜日）
定款変更の効力発生日 2026年6月18日（木曜日）

以 上

【別紙】

現行条文変更条文案対照表

(下線部は変更部分)

現行条文	変更条文案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第18条 当社の取締役は10名以上とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任 期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(3) <u>会計監査人</u></p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第18条 当社の取締役は10名以上とする。</p> <p><u>2 当社の取締役のうち、監査等委員である取締役は、3名以上とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任 期)</p> <p>第20条 取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>4 補欠監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u> の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u> の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>

現行条文	変更条文案
<p><u>(監査役会規程)</u> 第35条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(報酬等)</u> 第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役の責任免除)</u> 第37条 当社は、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める範囲内で免除することができる。 2 当社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める額を限度として責任を限定する契約を締結することができる。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(常勤の監査等委員)</u> 第30条 監査等委員会は、その決議により常勤の監査等委員を選定することができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u> 第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会規程)</u> 第32条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>
<p>第 6 章 計 算 第38条～第41条 (条文省略)</p>	<p>第 6 章 計 算 第33条～第36条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(附 則)</u> <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> 第1条 当社は、第20期定時株主総会終結前の行為に関する監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める範囲内で免除することができる。</p>